令和　　年　　月　　日

**⑭**

**労　働　者　派　遣　個　別　契　約　書**

（乙）　　　　　　　　　は、（甲）　　　　　　　　　に対し、次の条件のもとに、労働者派遣を行うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| **派遣先（甲）** | （名称）　　　　　　　　　（所在地）　　　 　　　　　　 （電話）　　　　　　 |
| **就業場所** | （名称・所在地）　　　　　　　　　　　　　　　（部署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話）　 |
| **組織単位** |  |
| **業務内容** |  |
| **業務に伴う****責任の程度** | **□付与される権限なし****□付与される権限あり** |
| **派遣期間** |  |
| **就業日** |  |
| **指揮命令者** | （部署） （役職） （氏名）　 |
| **派遣先責任者** | （部署）　　　　　　　　　　　（役職）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名）　　　　　　 　　　　 （電話） |
| **派遣元責任者** | （部署）　　　　 （役職）　　　　　　　　（氏名）　　　　　　（電話）　 |
| **就業時間****（休憩時間）** |  |
| **時間外(休日)****労働** |  |
| **福利厚生** |  |
| **派遣人員** | 　　人 | **派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は****60歳以上の者に限定するか否かの別** |  |
| **派遣労働者を****協定対象労働者に限定するか否かの別** | **□　協定対象労働者に限定　　　　　　　　□　限定しない** |
| **苦情の申出先****処理方法****連携体制** | **（1）苦情の申出を受ける者**『申出先』（乙　派遣元）（部署）　　　　　　（役職）　　　　　　　（氏名）　　　　　（電話）『申出先』（甲　派遣先）（部署）　　　　　　（役職）　　　　　　　（氏名）　　　　　（電話）　**（2）苦情処理方法、連携体制等**①　甲における（1）記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。②　乙における（１）記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。③　甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞無く通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 |
| **安全及び衛生** | 甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の４までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の規定を適用する。 |
| **派遣労働者の****雇用の安定を****図るために****必要な措置** | **（1）労働者派遣契約の解除の事前の申入れ**　甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。**（2）派遣先における就業機会の確保**　甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。**（3）損害賠償等に係る適切な措置**　甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の派遣期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、乙が労働者派遣契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた休業手当に相当する額以上の額について、また乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより、乙が解雇の予告をしないときは少なくとも30日分以上の賃金に相当する額について、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日30日前から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額についての損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。**（4）労働者派遣契約の解除の理由の明示**　甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対して明らかにすることとする。 |
| **派遣先が派遣****労働者を雇用****する場合の****紛争防止措置** | **（派遣元が職業紹介を行える場合）**労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、手数料として派遣先は派遣元事業主に対して、支払われた賃金額の●●分の●に該当する額を支払うものとする(ただし手数料表の範囲内とする)。**（派遣元が職業紹介を行えない場合）**労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に申し出ること。 |
| **備　考** |  |

（派遣先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(派遣元）派

（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 （所在地）

（事業所名）　　　　　　　 　　　 (事業所名)

**労　働　者　派　遣　個　別　契　約　書（別紙)**

契約№

令和 年 月 日

**紹介予定派遣に関する事項　（※紹介予定派遣の場合）**

|  |
| --- |
| **（1）派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等** |
| **契約期間** | 期間の定め あり（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）　／なし　契約の更新　有（●●により判断する）／なし　更新上限　有（通算契約期間の上限　●年/更新回数の上限　●回） |
| **業務内容** | （雇入れ直後）　（変更の範囲）　 |
| **試用期間に****関する事項** |  |
| **就業場所** | （雇入れ直後）　（変更の範囲）　 |
| **始業・終業** |  |
| **休憩時間** |  |
| **所定時間外労働** |  |
| **休日** |  |
| **賃金** | 基本賃金： 通勤手当：所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率（所定時間外：法定超25％、休日：法定休日35％、深夜：25％）昇給：　　　　　賞与：（年　　　回、計　　ヶ月分） |
| **社会保険の加入状況** |  |
| **労働者を雇用****しようとする者****の名称** |  |
| **就業場所における受動喫煙防止措置** |  |
| **（2）その他** |
| ・派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、その理由を、派遣元事業主に対して書面により明示する。・紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合には、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入することとする。 |